

平成21年7月15日

## 第2回 近畿ブロック発注者協議会

### 議 事 次 第

#### 1. 開会

#### 2. 挨拶 国土交通省 近畿地方整備局長

#### 3. 議事

##### (1) 経済活性化に対する取組みについて

- 1) H21 予算と経済危機対策
- 2) 近畿地方整備局における前倒しの取組み
- 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

##### (2) 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- 1) 自治体の総合評価方式導入状況
- 2) 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)
- 3) 府県・政令市における入札契約制度の状況

##### (3) 建設生産システムの適正化について

- 1) 建設生産システムの適正化に向けた取組み方針について(案)
- 2) 近畿ブロック発注者協議会における平成21年度の取組みと目標

##### (4) ブロック協議会の設置について

##### (5) その他

#### 【会議資料】

委員名簿

配席図

- 資料1 経済活性化に対する取組みについて  
資料2 公共工事の品質確保向上に向けた取組み  
資料3 建設生産システムの適正化について  
資料4 ブロック協議会の設置について

参考資料 新聞記事

## 1. 経済活性化に対する取組みについて

- 1) H21予算と経済危機対策
- 2) 近畿地方整備局における前倒しの取組み
- 3) 近畿2府5県・政令市の取組み



平成21年7月15日

近畿ブロック発注者協議会

### 1) H21予算と経済危機対策





## 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成20年度見直し)は約49兆円で、ピーク時(4年度)から約41%減。公共投資は7年度から約53%減
- 建設業者数(19年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減
- 建設業就業者数(20年平均)は537万人で、ピーク時(9年平均)から約22%減 ※20年12月は528万人



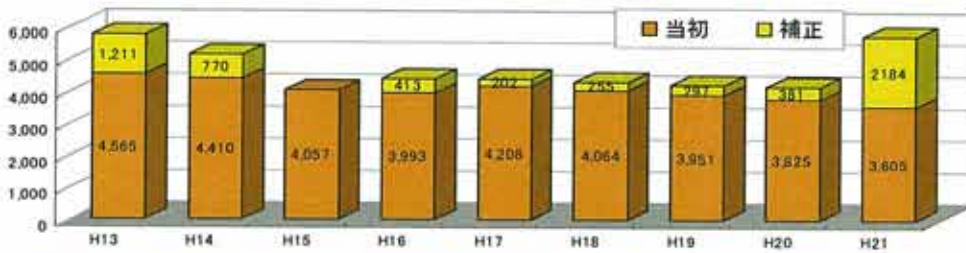
(注) 1 投資額については平成17年度まで実績、18年度・19年度は見込み、20年度は見直し  
 2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 3 就業者数は年平均

資料) 国土交通省「建設投資見直し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」



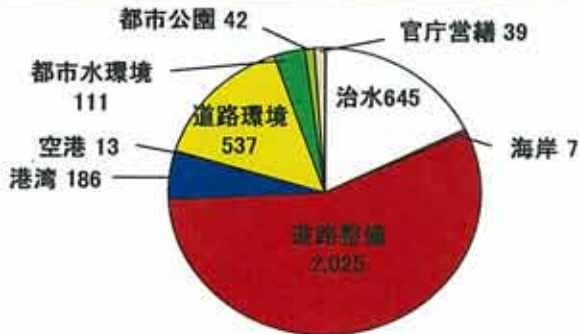
### 近畿地方整備局予算推移 (直轄事業)

(単位:億円)



平成21年度予算  
(当初+補正)  
直轄:5,789億円  
補助:7,202億円  
合計:1兆2,991億円

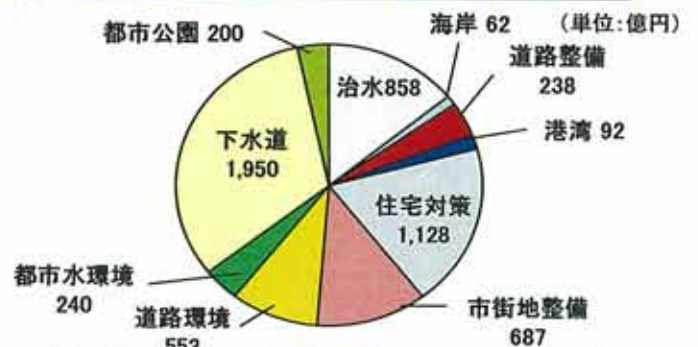
### 平成21年度近畿地方整備局関係予算 (直轄事業)



直轄事業費(近畿、当初) 3,605億円

(補正:2,184億円)

### 平成21年度近畿地方整備局関係予算 (補助事業)



補助事業費(近畿、当初) 6,009億円

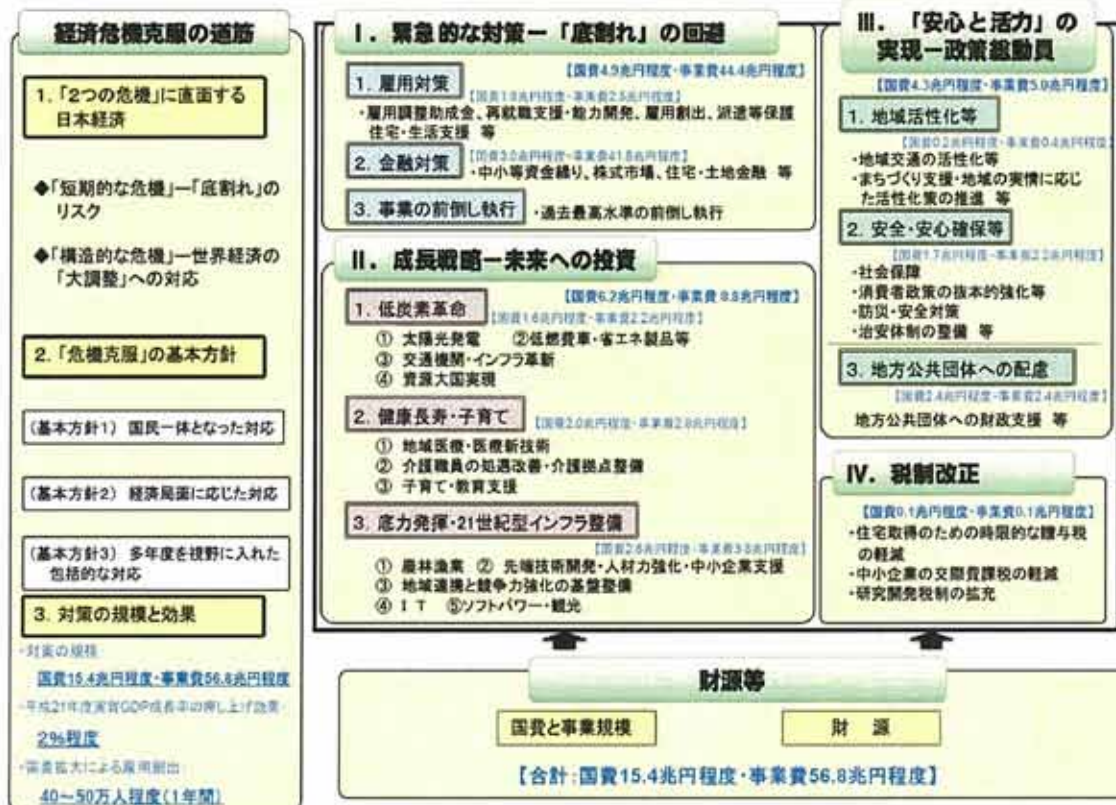
(補正:1,193億円)

※繰越処理の関係で合計があわない場合がある。



## 1) H21予算と経済危機対策

### 「経済危機対策」一骨格一





### 安心と活力のための基盤づくり

国費 1兆6,290億円

#### 1. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 国費 4,387億円

- ① 「国土ミッシングリンク」の統合 1,441億円  
(三大都市圏環状道路、主要都市間の規格の高い道路等の整備等)
- ② 港湾・空港インフラの強化 2,056億円  
(スーパー中規模港の機能強化、産業港湾インフラの刷新、羽田空港C滑走路延伸等)
- ③ 整備新幹線の着実な整備 730億円
- ④ 日本ブランド発信強化による需要拡大(外客誘致事業の強化等) 13億円
- ⑤ 下請建設企業等の経営強化対策 96億円等

#### 2. 地域活性化等 国費 1,321億円

- ① 地域交通の活性化等 414億円  
(内航海運・フェリー・地方の鉄道・バス・離島航路、地方航空の活性化等)
- ② まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等 578億円  
(地方の優良なまちづくりに対する支援等、地域の汚水処理対策等)
- ③ 住宅・建築物の耐震化等の促進 70億円
- ④ 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速、長寿命化等の促進 130億円
- ⑤ 高齢者・子育て世代等に対する住宅セーフティネットの充実等 55億円
- ⑥ 木造住宅の振興、住宅ローン控除制度の円滑な施行 75億円等

#### 3. 安全・安心確保等 国費 9,912億円

- ① 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策 2,621億円
- ② グリラ要所、洪水・高潮等防災・災害対策等 3,562億円
- ③ 交通の安全確保対策 3,199億円  
(道路のバリアフリー化、無事故化の加速、踏かすの撤廃等の解消、過労防止等の交通安全対策、高速道路の安全対策等)
- ④ 駅のバリアフリー化の推進等 249億円
- ⑤ 海上保安体制の強化 213億円等

#### 4. 低炭素革命 国費 664億円

- ① 公共建築物への太陽光発電の導入促進等 198億円
- ② 環境対応車への買換えなど普及促進 149億円
- ③ 低炭素交通・物流インフラの革新(次世代交通関連技術開発) 283億円等

#### 5. 雇用対策 国費 5億円

- ① 船員雇用促進対策 5億円

### 住宅・土地金融の円滑化

国費 7,030億円

- ① 住宅ローンの円滑な借入れ支援(住宅融資保証制度の拡充、フラット35の融資率の引上げ等) 3,530億円
- ② 大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援(都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用) 3,000億円
- ③ 住宅・不動産事業者の円滑な資金調達支援(住宅金融支援機構のまちづくり融資の充実等) 500億円等

#### 補正予算追加額総計 国費 2兆3,321億円

(注) 計数はそれぞれ別表によるもので、両数において合計とは一致しない。

#### ※ 地方公共団体への配慮

- 「地域活性化・公共投資臨時交付金」の交付

#### ※ 住宅・土地金融の円滑化

- 官民一体となったファンドの新設等による「EIT」への資金供給の充実

## 公共工事における地元経済対策について

### 1. 実態

平成19年度国土交通省関係直轄工事は約14,000件、約2兆円であり、そのうち地元企業が契約したのは、約10,000件、約1兆円であり、その割合は件数ベースで約73%、金額ベースで約51%となっている。

⇒ 国の直轄工事は、全国大手企業の受注が多く、地域の活性化に結びついていないとの根強い批判

### 2. 「経済危機対策」(平成21年4月10日)より

#### Ⅲ. 「安心と活力」の実現ー政策総動員

##### 1. 地域活性化等

##### ○ まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等

- ・ 公共工事等の実施に当たって、ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価を行う。
- ・ 公共事業等の契約における最低制限価格の引上げなど地域経済・雇用の下支えにもつながる入札契約制度の改善の促進。

### 国直轄工事においても地域の経済や雇用を守る視点が重要

- 全国大手企業の受注における地元企業活用の実態把握
- 地元企業から労働力や資材を調達した場合に評価する仕組みについて、受発注者が協働で検討

## 2) 近畿地方整備局における前倒しの取組み



## 2) 近畿地方整備局における前倒しの取組み

9

### 直轄事業の前倒し発注に対する取組について

経済危機対策(H21.4.10決定)

◇現下の経済・雇用情勢に対応し、雇用創出効果が一日も早く発揮されるよう、**公共事業等について実質的に過去最高水準の前倒し執行を進める。**

<具体的施策>

○公共事業等に係る平成21年度当初予算の**上半期の契約率**については、**特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。**

前倒し発注のための工夫

- (1)実績を重視した総合評価方式の適用・拡大
- (2)概算数量発注、詳細設計付工事発注等を柔軟に対応
- (3)施工体制審査・評価の迅速化
- (4)入札に必要な工事関連データ等の提供する情報量を増加・迅速化
- (5)発注者側の体制強化



平成21年4月2日 財務省  
公共工物品質確保に関する議員連盟総会

### 平成21年度予算の前倒し執行について

#### 3月31日（火）与謝野財務大臣閣議発言要旨（抄）

平成21年度予算においては、総理から既にご指示いただいておりますが、特に、公共事業等については、予算成立後直ちに執行すべく、可能な限りの前倒しを行ってまいりたいと考えております。

具体的には、制度の新設や高度な技術提案を必要とする工事など特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案し、実質的に過去最高水準の前倒しを目指すべく、最大限の努力を行いたいと考えております。

（参考）公共事業等の上半期の契約実績率（％）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実績率	75.0	72.0	70.3	68.4	66.4	71.9	72.6	72.5	72.3	72.4	70.2	70.1	69.5	66.1

※平成7、10、11年度は執行の前倒し（上半期契約目標率の設定）を実施している。



### ■平成21年度工事発注の上半期契約の前倒しについて

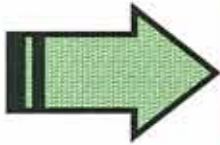
◆平成21年度発注見通しでは、過去最大規模の前倒しに最大限努力し、8割を超える工事の上半期発注を予定！



★上半期発注予定率：80%以上



## 2) 近畿地方整備局における前倒しの取組み



<参考> 近畿地方整備局発注手続き状況

6月末現在で上半期発注予定件数(約800件)の約55%が入札  
手続きに着手

## 3) 近畿2府5県・政令市の取組み







### 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

14

#### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

##### 【福井県】

1. 早期発注の目標：上半期発注率8割台の確保・発注促進プロジェクトチームを編成  
5月末で発注率約4割を達成。
2. 入札手続の短縮、総合評価方式では、工種ごとに標準的な評価基準を作成し、  
事務軽減、手続きを迅速化
3. 支払手続きの迅速化
4. 地元中小企業の受注機会の確保：適切な地域要件の設定、総合評価における  
地域精通度等の重視、県内企業の下請けへの活用、県産品の活用を評価

##### 【滋賀県】

1. 早期発注に向けた取組み：上半期発注率75%以上を目標  
6月末発注率(土木交通部関係のみ) 63.3%  
早期発注支援の為、本年4月1日より次の暫定措置を実施  
① 低入札価格調査(工事・業務)の対象額を暫定的に引き上げ、入札・契約  
事務の迅速化を図る



### 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

15

#### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

##### 【滋賀県】続き

- ② 資材単価決定方法について見積もり対応の区分を暫定的に拡大し、  
積算事務の迅速化を図る

##### 【京都府】

1. 公共事業の前倒し執行について：上半期契約率87%を目標
2. 地域建設業経営基盤強化融資制度：対応済

##### 【大阪府】

1. 早期発注に向けた取組み：上半期執行目標 80%
2. 地域建設業経営基盤強化融資制度：対応済

##### 【兵庫県(県土整備部)】

1. 債務負担行為等の活用による早期発注：上半期契約率80%以上を目標。
2. 制限付き一般競争入札手続期間短縮



### 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

16

#### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

【兵庫県（県土整備部）】続き

3. 完成検査、支払手続等の迅速化
4. 地域建設業経営強化融資制度
5. 前払金及び中間前払金の適切な運用

【奈良県】

1. 入札事務の見直し
2. 一般競争入札の所要日数短縮
3. 早期発注への取組み:上半期発注率目標 80%

【和歌山県】

1. 平成21年度発注率：6月末で40%以上、上半期で80%以上に目標設定  
6月末発注率 41%  
契約件数(6月30日時点):474件 うち、総合評価97件



### 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

17

#### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

【和歌山県】続き

2. 入札手続きの短縮と簡素化
  - ・ 総合評価方式について、予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、特別簡易型を適用することにより、入札手続きの短縮と簡素化を行っている。
  - ・ 予定価格500万円以上3千万円未満の委託業務については、入札公告期間の短縮を行っている。



### 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

18

#### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

##### 【京都市】

1. 上半期契約率：75%を目標（建設局において、予定価格1億円以上工事は100%の契約目標に対し、6月末で20パーセント契約済）
  - ・平成21年度480件予定、6月末で100件以上入札事務完了

##### 【大阪市】

1. 工事請負代金の迅速な支払いに努める
2. 地域建設業経営強化融資制度の運用を開始
3. ふるさと雇用再生基金事業・緊急雇用創出基金事業の実施
4. 安全・安心確保として「ゲリラ豪雨対策」などの整備促進を図る



### 3) 近畿2府5県・政令市の取組み

19

#### ■ 地域活性化に係る緊急対策に対する取組み方針について

##### 【堺市】

1. ふるさと雇用再生特別交付金や緊急雇用創出事業などを活用
  - ・3年間で10,000人の雇用の創出を目指す。
  - ・平成21年度の当初予算と5月補正予算において平成21年度の新規雇用分が予算措置されました。

##### 【神戸市】

1. 上半期の目標契約率：80%
2. 制限付一般競争入札において事後審査型を行える制度を導入
3. 設計・監督業務のアウトソーシングによる人材確保についての検討

## 2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- 1) 自治体の総合評価方式導入状況
- 2) 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)
- 3) 府県・政令市における入札契約制度の状況



平成21年7月15日

近畿ブロック発注者協議会

### 1) 自治体の総合評価方式導入状況





# 1) 自治体の総合評価方式導入状況

## ■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

◇平成21年度(平成21年6月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は12%弱の状況である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 府県別総合評価方式実施状況(近畿)

H21.6末時点

#### 地域別

地整	都道府県名	平成20年度 総合評価方式 実施件数	平成20年度 工事発注件数 ※	総合評価 実施率	平成21年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成21年度 工事発注件数 ※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	110件	1618件	6.8%	110件	1600件	6.9%
	滋賀県	66件	1079件	6.1%	150件	1000件	15.0%
	京都府	52件	1564件	3.3%	100件	1600件	6.3%
	大阪府	171件	1701件	10.1%	140件	1700件	8.2%
	兵庫県	114件	2021件	5.6%	200件	2000件	10.0%
	奈良県	180件	1069件	16.8%	230件	1100件	20.9%
	和歌山県	284件	2077件	13.7%	400件	2400件	16.7%
	近畿計	977件	11129件	8.8%	1330件	11400件	11.7%

※1 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする



# 1) 1. 自治体の総合評価方式導入状況

## ■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

◇平成21年度の近畿地方の市町村(7府県計:222市町村)における総合評価導入率は平成21年6月末時点で71%(157市町村)で、全国平均の51%(平成20年度)を大きく上回っている。  
◇特徴としては、地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況及び予定  
H21.6月末現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

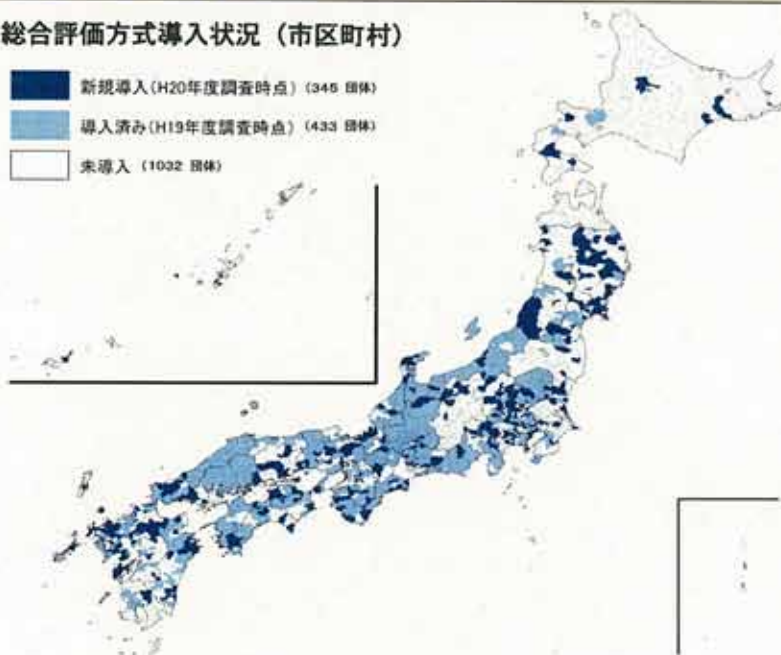
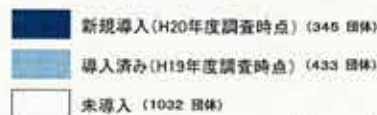
地整	都道府県名	平成19年度			平成20年度			平成21年度見込み(6月末時点)		
		都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入 区市町村数 (B)	区市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入 区市町村数 (B)	区市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入 区市町村数 (B)	区市町村総合評価 導入割合 (C=B/A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	16	94%	17	16	94%
	滋賀県	26	21	81%	26	22	85%	26	22	85%
	京都府	26	5	19%	26	7	27%	26	11	42%
	大阪府	43	6	14%	43	11	26%	43	15	35%
	兵庫県	41	20	49%	41	27	66%	41	29	71%
	奈良県	39	14	36%	39	30	77%	39	34	87%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%	30	30	100%
	近畿管内	222	110	50%	222	143	64%	222	157	71%
全国合計		1816	535	29%	1805	925	51%			

※過年度導入市町村含む

# 国・地方公共団体における入札契約制度改革の現状 ～入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果～

- 都道府県、政令市においては、全ての団体において総合評価方式を導入済み。
- 市区町村においては、導入率が平成19年度の439団体(24.3%)から平成20年度は761団体(42.4%)に増加しているが、一般競争入札の導入状況と比較すると不十分な状況。
- 平成20年度において、都道府県の39団体(83.0%)、指定都市の16団体(94.1%)、市町村の326団体(42.8%)において総合評価方式の導入目標を設定。総合評価方式の対象金額を都道府県の30団体(63.8%)、政令市の8団体(47.1%)において平成20年度に新たに設定又は引き下げ。

総合評価方式導入状況(市区町村)



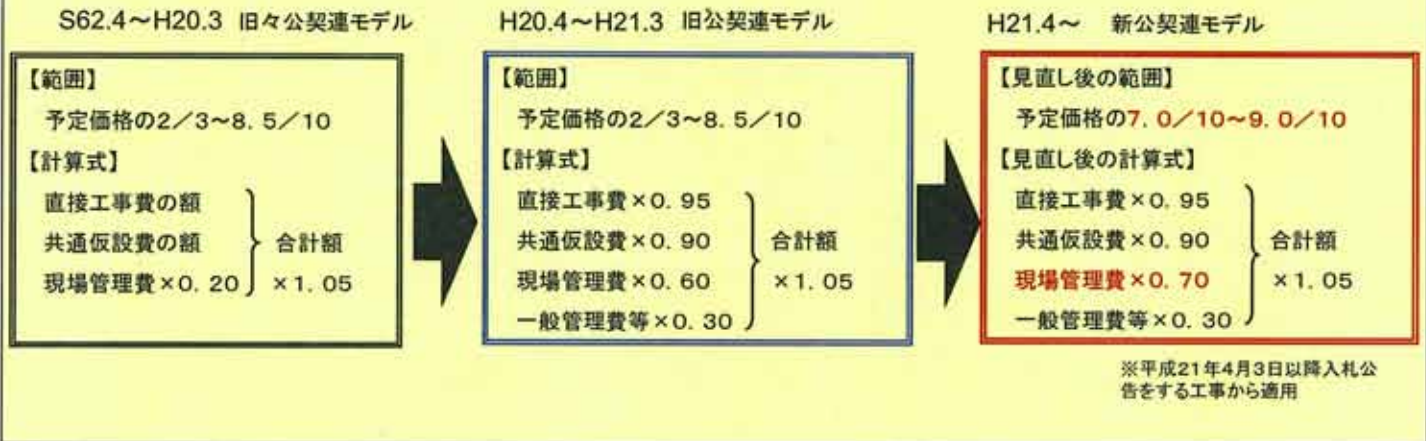
近畿ブロック発注者協議会資料

## 2) 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

## 低入札価格調査基準価格:

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容及び適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

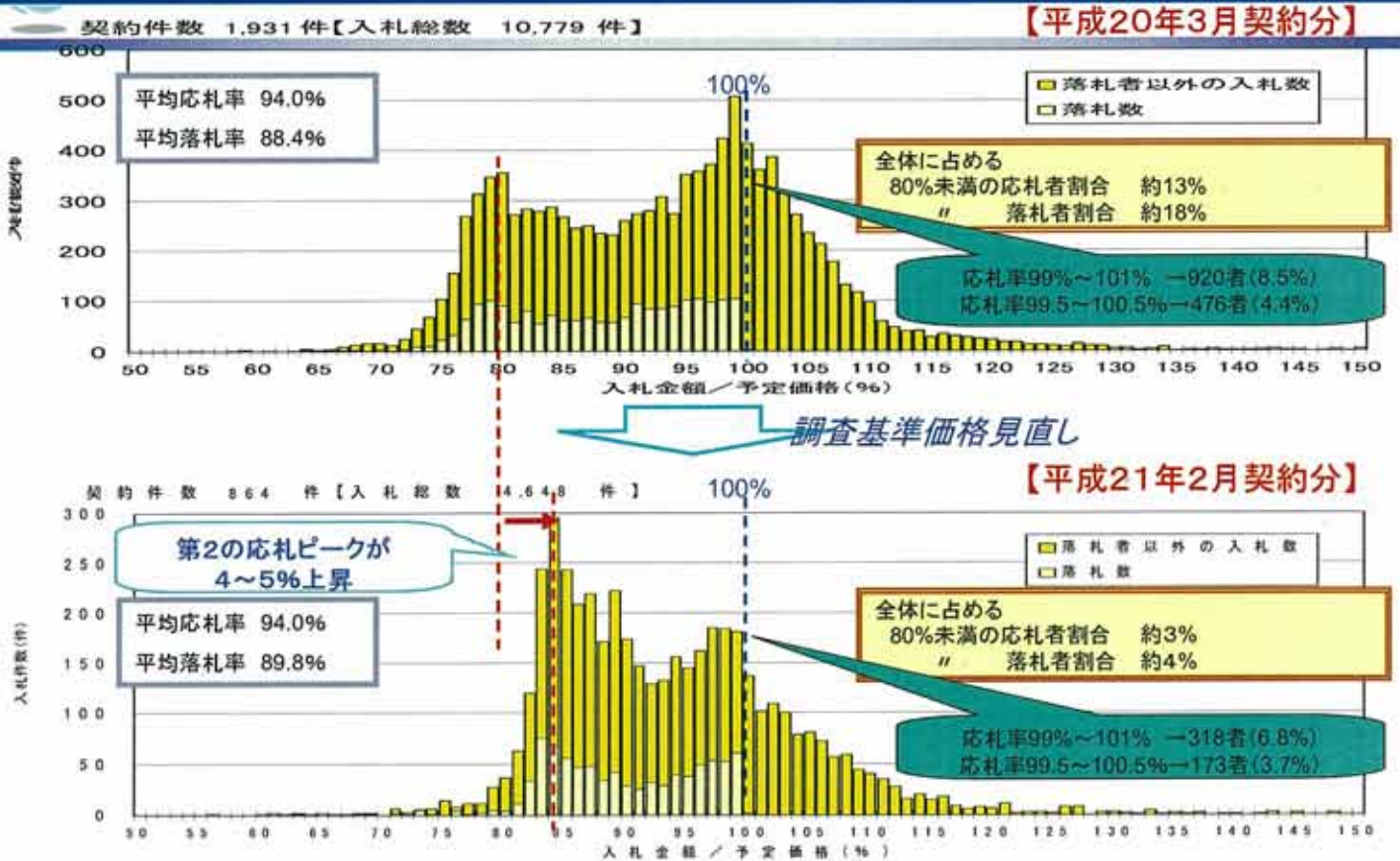
## 低入札調査基準価格の見直しについて



○低入札価格調査基準価格については、平成20年4月に算定式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を一層強化して、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、さらなる見直しを実施。

○中央公契連モデルについても4/10付けで改正し、地方公契連に周知。様々な機会を通じて、引き続き低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請。

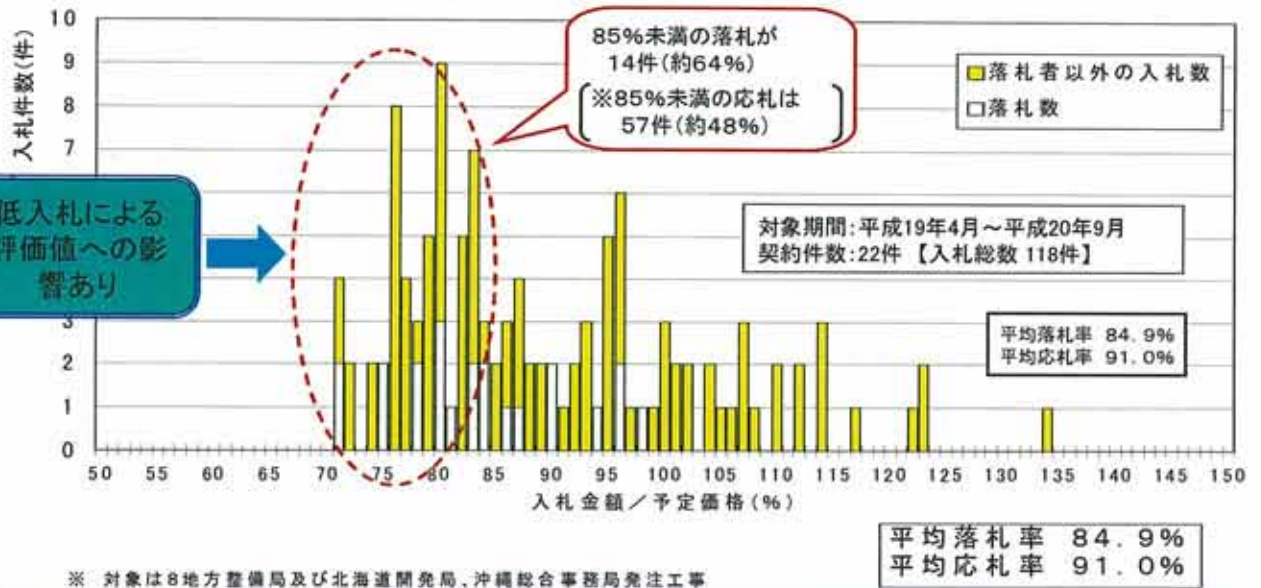
## 低入札調査基準価格見直し前後の入札状況比較



※1 対象は、地方整備局において当該期間に契約された100万円以上の工事。  
 ※2 速報値であり、今後修正があり得る。  
 ※3 随意契約は除く。

# 高度技術提案型総合評価方式におけるダンピング対策

高度技術提案型の入札状況



低入札による  
評価値への影  
響あり

## ▶低入札が品質確保に与える影響を厳格にチェック

技術提案毎に、見積額と応札額の乖離をヒアリング等で厳格にチェックする等の低入札防止対策を試行する。(平成20年度より)

## 近畿管内の直轄工事における低入札の現状

平成18年度から平成20年度までの発注件数に占める低入札の状況

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数
7.2億円以上	15	54%	1	3%	3	4%
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	3	5%	0	0%
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	0	0%	7	4%
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	5	2%	3	1%
1.0億円未満	157	18%	90	12%	116	15%
計	257	20%	99	8%	129	9%

平成18年度第4四半期より採用した「施工体制確認型総合評価方式」により、全体件数に占める低入札の率は減少した。しかし、**施工体制確認型が適用されていない1億円未満**では、平成19年度に比べ平成20年度は**増加傾向**にある。

**H21は施工体制確認型を予定価格6千万円以上の工事(全工種)に適用**



## 地方公共団体における調査基準価格・最低制限価格の見直し(平成21年6月16日現在)

### (低入札価格調査基準価格の見直し)

- ・都道府県の44団体(93.6%)、政令市の16団体(88.9%)が基準価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・本年4月の中央公契連モデル改正を踏まえ、都道府県の16団体(34.0%)、政令市の5団体(27.8%)において、新モデルを採用又は準拠(実施予定分を含む)。
- ・新潟県と佐賀県の2県(4.3%)においては、独自に90%程度の水準に設定。

### (最低制限価格の見直し)

- ・最低制限価格導入団体のうち都道府県の36団体(87.8%)、政令市の17団体(100.0%)が最低制限価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・本年4月の中央公契連モデル改正を踏まえ、都道府県の9団体(22.0%)、政令市の5団体(29.4%)において、新モデルを準用又は準拠して最低制限価格を改正(実施予定分を含む)。
- ・新潟県、佐賀県、長崎県の3県(7.3%)においては、独自に90%程度の水準に設定。

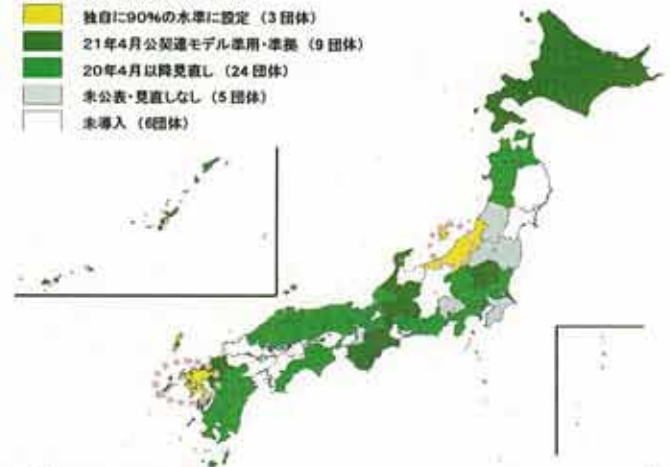
#### 低入札価格調査基準価格の見直しについて

- 独自に90%の水準に設定 (2 団体)
- 21年4月公契連モデル採用・準拠 (16 団体)
- 20年4月以降見直し (26 団体)
- 未公表・見直しなし (3 団体)
- 未導入 (なし)



#### 最低制限価格の見直しについて

- 独自に90%の水準に設定 (3 団体)
- 21年4月公契連モデル準用・準拠 (9 団体)
- 20年4月以降見直し (24 団体)
- 未公表・見直しなし (5 団体)
- 未導入 (6 団体)



(新潟県・佐賀県の見直し)平成21年4月より、最低制限価格の水準を設計金額の90%程度に設定すると共に、低入札価格調査基準価格についても設計金額の90%程度に引上げ

(長崎県の見直し)平成21年2月より、最低制限価格を90%程度に引上げ(設計金額2億円以下の工事は一律90%に設定)



## 地方公共団体における調査基準価格・最低制限価格の見直し(平成21年7月現在)

低入札価格調査基準価格の見直し	区分		最低制限価格の見直し	
	団体数		団体数	
新潟、佐賀 (北海道)、(栃木)、(沖縄)	5	独自に国の水準以上に設定	6	新潟、佐賀、長崎 (北海道)、(栃木)、(沖縄)
岩手、山形、埼玉、神奈川、長野、石川、岐阜、三重、奈良、和歌山、愛媛、高知、福岡 (富山)、(愛知)、(熊本)	16	21年4月公契連モデルによる見直し (70%~90%)	11	石川、岐阜、三重、奈良、和歌山、高知、福岡 (神奈川)、(愛知)、(長野)、(熊本)
青森、秋田、宮城、茨城、群馬、東京、千葉、山梨、静岡、福井、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、大分、宮崎、鹿児島	23	20年4月公契連モデルによる見直し (2/3~85%)	20	青森、秋田、茨城、群馬、埼玉、東京、静岡、福井、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、香川、徳島、大分、宮崎、鹿児島
福島、大阪、長崎	3	未公表・見直しなし	5	山形、福島、千葉、山梨、大阪
	0	未導入	5	岩手、宮城、富山、山口、愛媛

### 3) 府県・政令市における入札契約制度の状況



### 3) 府県・政令市における入札契約制度の状況

13

#### ■ 近畿管内<府県>の状況

H21. 6. 30時点

都道府県名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
福井県	他都道府県の動向を ふまえ検討	2億円超	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導 入	1億円以上(土 木一式、建築 一式)	非公表	左記以外	非公表	7/1より一部事後 へ移行	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	旧公契連モデル	左記以外	非公表 (旧公契連モデル(H20)を参考に算 定)	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億 円以上 建築一式3.5億 円以上	旧々公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
兵庫県	WTO対象工事で導入	5億円以上	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	検討中	5千万円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	物発注者の動向をふ まえ検討	1億円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



## ■ 近畿管内<政令市>の状況

H21. 5. 31時点

政令市名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し) ※ 試行含む	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の市議会案件	5千万円超	公契連モデル	5千万円以下	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	1億円以上	旧公契連モデル	1億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	導入予定なし	6千万円以上	旧公契連モデル	250万円超6千万円未満	(直接工事費×0.95+共通 仮設費×0.9+現場管理費 ×0.6+一般管理費×0.3)- α1 ただし、下限は予定価格の 75%、上限は予定価格の85% -α2 (α1、α2=0円~50,000円 の範囲内で無作為に抽出し た金額)	事前	事後	事後
神戸市	研究中	予定価格2億円以上	旧公契連モデル	予定価格2億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後

## 地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行(平成21年6月16日現在)

### (予定価格の事後公表への移行)

- 予定価格の事後公表のみが、平成19年度に都道府県の8団体(17.0%)であったが、20年度に2団体(4.3%)(北海道・岡山県)、21年度に1団体(2.1%)(福島県)が事後公表に移行。
- 都道府県の8団体(17.0%)(千葉県・山梨県・和歌山県・徳島県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県)が、平成20年度以降、事前公表のみから事前公表と事後公表の併用に移行。さらに、21年6月から1団体(2.1%)(栃木県)が併用に移行。
- 予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県の22団体(46.8%)、政令市の7団体(38.9%)。

### (低入札価格調査基準価格の事後公表への移行)

- 調査基準価格の事後公表を平成19年度に都道府県の31団体(66.0%)、政令市(岡山市を含む。)の10団体(58.8%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の3団体(6.4%)(和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の5団体(27.8%)(仙台市・さいたま市・新潟市・堺市・岡山市)が事後公表に移行。

### (最低制限価格の事後公表への移行)

- 最低制限価格の事後公表を平成19年度に都道府県の25団体(61.0%)、政令市(岡山市を含む。)の10団体(58.8%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の6団体(14.6%)(青森県・愛知県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の5団体(29.4%)(仙台市・さいたま市・千葉市・名古屋市の堺市)が事後公表に移行。

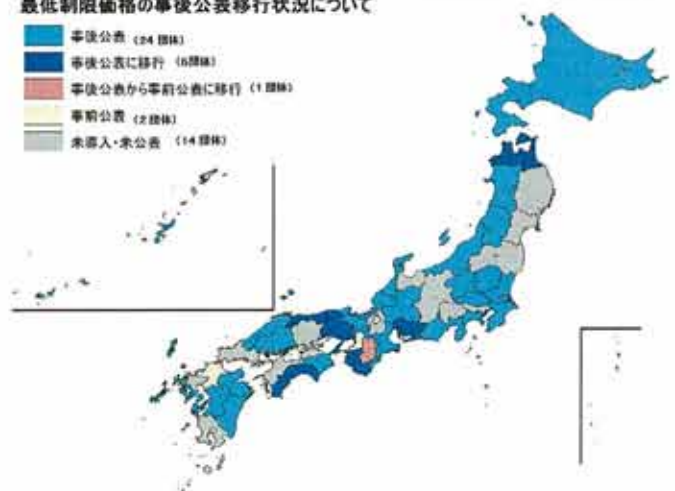
#### 予定価格の事後公表移行状況について

- 事後公表(7団体)
- 事後公表に移行(3団体)
- 事前・事後の併用(3団体)
- 事前公表から併用に移行(9団体)
- 併用から事前公表に移行(1団体)
- 事前公表(24団体)



#### 最低制限価格の事後公表移行状況について

- 事後公表(24団体)
- 事後公表に移行(6団体)
- 事後公表から事前公表に移行(1団体)
- 事前公表(2団体)
- 未導入・未公表(14団体)





◆新聞記事

6月30日 朝日新聞(滋賀県より提供)

6月30日 産経新聞(滋賀県より提供)

# 入札予定価格 事後公表へ

県は29日、7月1日以降に公告される予定価格1億円以上の建設工事の入札予定価格について、平成15年から行っていた事前公表を取りやめ、入札後の公表に変更すると発表した。

県によると、不正防止を目指した予定価格の事前公表だったが、不況で低価格競争が激化し、業者の疲弊を招いたとしている。ま

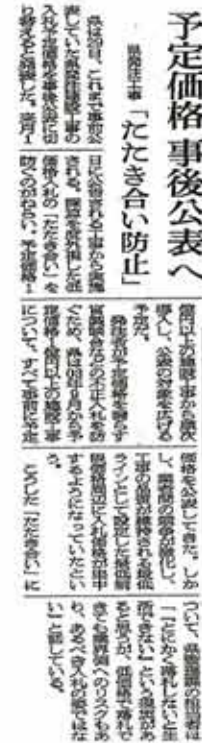
た、20年3月、国土交通省から予定価格の事前公表を取りやめるよう通知があったほか、県内の業界団体からも同年11月、県議会に対し、「予定価格の公表時期を改めてほしい」との要望が出ていたという。

入札予定価格は、工事を発注する自治体が落札可能な金額をあらかじめ設定するもので、一般に上限を指す。

県監理課によると、事前に予定価格を探ろうとする業者からの働きかけや脅しなどがあつたため、15年から入札前公表を本格導入。予定価格に対する応札額の割合を示す平成19年の落札率は78%で、全国3位の低さだった。

その結果、不正防止にはつなげたものの、入札参加企業は、利益を減らしてでも低い価格で応札する価格競争が激化。県は、過剰な低価格競争が企業の疲弊を招いたとして、事前公表の見直しを決めた。今後、1億円未満を含めたすべての公共工事で、予定価格を入札後の公表に見直す予定という。

## 1億円以上の工事 低価格競争激化、業者の疲弊を回避



近畿ブロック発注者協議会資料

資料3

### 3. 建設生産システムの適正化について

- 1) 建設生産システムの適正化に向けた取り組み方針について(案)
- 2) 近畿ブロック発注者協議会における平成21年度の取組みと目標



平成21年7月15日

近畿ブロック発注者協議会

# 1) 建設生産システムの適正化に向けた取り組み方針 について(案)



## 建設生産システムの適正化に向けた取り組み方針について(案) <sup>19</sup>

- ・建設生産システムの適正化に向け以下の取り組み事項に関し、最大限努力する
- ・取り組みは各機関において工事規模や業務内容等の実態を踏まえつつ実施する
- ・各機関及び管内市町村の取り組み状況を発注者の自己評価としてとりまとめ、評価結果を公表する

### ○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

・総合評価落札方式の普及促進

**総合評価落札方式の確実な実施**

国等の調査設計業務等における総合評価落札方式の本格導入の推進

・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有

工事成績評定の実施推進

**国、県等において工事成績評定のデータベース化や相互利用の推進**

国等において出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査の導入を推進


・公共工事施行の安全対策の強化

安全指針・マニュアルの整備促進



○公共工事の円滑な執行に関する取り組み


・公共工事発注情報の共有化	➡	県、市町村等で予定価格の事後公表への移行推進
・受発注者間の工事情報共有	➡	情報共有の方策検討や共有推進
・資材の単価、需給動向に関する情報共有	➡	情報共有の方策検討や共有推進
・設計変更の更なる適正化	➡	指針の整備推進

 近畿ブロック発注者協議会で取り組んでいるもの



○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み

・建設ICT・新技術の普及促進	➡	建設ICTの導入の確実な実施
・建設企業の施行能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価	➡	国、県等において総合評価における地域貢献の適切な評価推進
	➡	国、県等において総合評価における下請け協力企業の評価推進
	➡	国、県等において施工体制確認型総合評価方式の導入を順次推進
・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処	➡	ワンデーレスポンスや3者会議の導入を順次推進
・地元優良企業の育成	➡	国、県等において低入札価格調査基準価格の見直しを推進
	➡	見積もりを活用する積算方式導入を推進
	➡	国等において低入札価格調査(業務)の本格実施を推進

 近畿ブロック発注者協議会で取り組んでいるもの

## 2)近畿ブロック発注者協議会における平成21年度の 取組みと目標



### 近畿ブロック発注者協議会における平成21年度の取組みと目標

23

#### 1. 総合評価方式の導入・拡大

##### ◆取組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

##### ◆目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%
- ②府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

#### 2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

##### ◆取組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等
- ③各機関及び管内市町村の取組み状況を発注者の自己評価としてとりまとめ、評価結果を公表する。

##### ◆目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進

## 4. ブロック協議会の設置について



平成21年7月15日

近畿ブロック発注者協議会



### 2. ブロック協議会の設置について

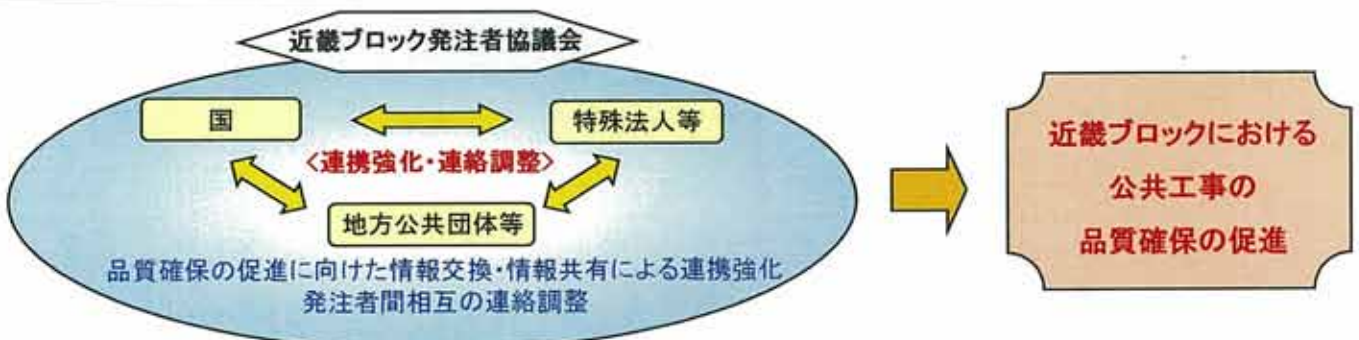
近畿ブロック発注者協議会  
(第2回協議会)

25

#### 発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されている。

#### 発注者協議会の役割







### 協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

#### ■国の地方支分局【14機関】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

#### ■地方公共団体【25機関】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、各府県代表市町村(福井市、池田町、大津市、高月町、城陽市、井手町、池田市、能勢町、西宮市、神河町、大和高田市、河合町、田辺市、有田川町)

#### ■特殊法人等の支社等【19機関】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)森林総合研究所近畿北陸整備局、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)万国博覧会記念機構、(独)水資源開発機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 58機関



各府県地域発注者協議会



### 協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会 全 58機関



幹事会



### 各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで222市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



### ◆各府県ブロックの設置状況・方針

#### 【福井県】 6月26日(金)開催済み

- ・県と市町で組織する「福井県公共工事品質確保推進協議会」を設置しており、公共工事の入札契約の適正化と品質確保に向けた発注者間の協議や情報提供を行っている。
- ・6月26日(金)に「福井県公共工事品質確保推進協議会」を農林水産部等の発注機関に拡大し開催。
- ・入札談合防止について、公正取引委員会講師による講演、県の入札制度、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式の運用および導入拡大、地域建設業経営強化融資制度、市町の入札制度の状況等について、説明、情報交換を行った。

#### 【滋賀県】 6月24日(水)開催済み

- ・「滋賀県公共工事契約業務連絡協議会」、「滋賀県公共工事品質確保推進協議会」の既協議会を活用して発注者協議会の内容を周知する。
- ・今年度は6月24日(水)に「滋賀県公共工事品質確保推進協議会」を開催し、「近畿ブロック発注者協議会」の内容を周知し、市町を含め情報の共有化を図るとともに、連携して公共工事の品質確保を推進することを確認した。

#### 【京都府】 3月6日(金)開催済み

- ・「京都府公共工事契約業務連絡会」、「京都府技術管理連絡協議会」、「近畿地方公共工事品質確保推進京都府会議」の合同会議(H21.3.6開催)において、技管協及び品確京都府会議を統合し、京都府公共工事発注者協議会とするよう提案し、平成21年4月1日付けで発足した。(公契連とは統合しない)



### ◆各府県ブロックの設置状況・方針 つづき

#### 【大阪府】 7月15日(水)開催予定

- ・大阪府としては、「府公契連」を活用し、総合評価方式の導入・拡大をはじめとする品質確保に関する取り組み等について、情報共有及び連携強化を図っていく予定である。

#### 【兵庫県】 7月14日(火)開催予定

- ・兵庫県の公契連(公共工事契約業務連絡協議会)において、総合評価方式の導入・拡大をはじめとする品質確保に関する取り組みについて説明等を行い、情報共有、連携強化を図る。

#### 【奈良県】 3月18日(水)開催済み

- ・奈良県公共工事契約業務連絡協議会(以下、公契連)と(仮)奈良県発注者協議会を一体的に実施する方針で、平成21年3月18日開催の公契連において発注者協議会の内容である「総合評価落札方式、低入札価格調査制度、建設コンサルタント業務委託の総合評価について」説明・周知をおこなった。なお、正式位置づけは次回開催時となる予定。

#### 【和歌山県】 6月5日(金)開催済み

- ・和歌山県の公契連組織を活用し、開催。
- ・「公共工事の品質確保について」をテーマに近畿ブロック発注者協議会との情報共有と連携強化、総合評価取り組み状況と今年度の実施予定、市町村における総合評価事務の進め方(落札者決定基準例の提示、県設置の第三者機関の活用等)等の説明を行った。

## ◆新聞記事

### 滋賀県よりの情報提供

2009年(平成21年) 6月29日(月)

### 市町目標は3件以上

総合評価導入 国・県も積極支援

**公共工事の品質推進協議会**



大津市で開かれた品質推進協議会

滋賀県建設部は、県内各市町で公共工事の品質向上を図るため、品質推進協議会を推進している。協議会では、発注者と業者が連携し、品質管理の徹底を図る。また、国・県も積極的に支援している。

協議会の目的は、発注者と業者が連携し、品質管理の徹底を図ること。また、国・県も積極的に支援している。

協議会の開催場所は、大津市建設部会議室。

協議会の開催時間は、午前10時から午後2時。

協議会の開催場所は、大津市建設部会議室。

協議会の開催時間は、午前10時から午後2時。

## 滋賀産業新聞

### 福井県よりの情報提供

平成21年6月27日(土) 建設工業新聞

### 公正な入札制度運用に理解

公共工事品質確保推進協議会



福井県は26日、県庁一階多目的会議室にて、公共工事品質確保推進協議会を開催した。協議会では、公正な入札制度の運用について、発注者と業者が連携し、品質管理の徹底を図ること。また、国・県も積極的に支援している。

協議会の目的は、発注者と業者が連携し、品質管理の徹底を図ること。また、国・県も積極的に支援している。

協議会の開催場所は、福井県庁多目的会議室。

協議会の開催時間は、午前10時から午後2時。

協議会の開催場所は、福井県庁多目的会議室。

協議会の開催時間は、午前10時から午後2時。

近畿ブロック発注者協議会資料

## ※ 参考資料



国土交通省

平成21年7月15日

近畿ブロック発注者協議会



# 中小建設業向け81%増

沖縄総合事務局開発建設部上半期発注予定

平成21年度発注予定 (WTO等除く)

	平成21年度発注予定		合計	平成20年度 発注実績	増減(率)
	当初予算分	補正予算分			
沖縄総合事務局 開発建設部	23,444 211件	3,630 21件	27,074 232件	25,385 271件	1,689(+7%) ▲39件(-14%)

※上段：金額  
下段：件数

・内、上半期発注予定工事金額等

	平成21年度上半期発注予定		合計	平成20年度上半期 発注実績	増減(率)
	当初予算分	補正予算分			
沖縄総合事務局 開発建設部	18,287 169件	2,490 14件	20,777 183件	11,504 142件	9,273(+81%) 41件(+29%)

※同上

不発弾処理対策実績の総合評価

評価項目	評価項目	評価詳細	評価の視点	得点	配点	評価基準	備考
①企業の信頼性・社会性	地理的条件	不発弾処理実績	過去に沖縄県内に おいて不発弾処理 対策を実施した実 績	5	5.0	3件以上	技術対応
	社会的条件	不発弾処理実績	注：不発弾処理対 策とは、現場が発 見され自衛隊及び 警察の立ち入り制 限の安全確保等(立 入制限の安全確保 の要、安全管理上 の監視、交通誘導 等の配置)を行っ た実績	5	2.5	1件以上 3件未満	
					0.0	実績なし	

工事は那覇港(郵船)火災  
地区(道路(空橋線)耐火  
被覆工事、北部管内保全  
被覆工事、工事など一般職  
争の135件)とWTO(1件)の計136件(211件)と、  
補正予算分36億3,000  
万円(21件)の計27  
0億7,400万円(23  
2件、WTO等を除く)を  
実施する。

沖縄総合事務局開発建設部は1日、平成21年度第2四半期以降の発注  
予定工事及び業務(当初予算分、補正分は6月10日公表済)を公表した。  
今年度は経済危機対策として当初予算の積極的な実行と補正予算の早期か  
つ着実な実施を図る方針。特に沖縄では雇用対策や地域活性化、安全・安  
心の確保が急務であることからWTO案件等を除く中小建設業向けの工  
半期発注予定工事額を昨年度実績より81%増の約208億円(約93億円  
増)とした。また1日以降に公告する工事から内容に応じて総合評価方式  
の評価項目に不発弾処理対策実績の有無を新しく取り込む。

## 経済危機対策で地元支援 総合評価 不発弾処理に加点

同部の21年度発注予定  
では、経済危機対策として  
当初予算分23億4,400  
万円(211件)と、  
補正予算分36億3,000  
万円(21件)の計27  
0億7,400万円(23  
2件、WTO等を除く)を  
実施する。

盛り込んだ。このうち上  
期発注予定工事は、地元建  
設業を念頭に中小建設  
業向けに計207億7  
700万円(当初予算分1  
82億8,700万円・1  
69件、補正予算分24億9  
000万円・14件の計18  
3件を充てた。これは対  
前年度比で92億7,800  
万円増(81%)増、件数  
で41件増(29%)増となる。  
また1日以降に公告する  
案件から総合評価方式の評  
価項目に「不発弾処理対策  
の実績」を新たに追加。地  
元不発弾等の防災対策を突

施するすべての工事で採用  
する。民間工事も含めたす  
べての工事で不発弾処理対  
策を実施した実績(過去の  
公的な記録や新聞報道など  
客観的な資料で証明する)  
に応じて加点する。  
対応方針では、総合評価  
方式の企業の信頼性・社会  
性の評価事項の地理的条件・  
社会的条件の信頼性・社会性  
に評価項目を新たに追加す  
る。評価の視点は、工事現  
場での不発弾が発見され自衛  
隊や警察が処理するまでの  
間、立ち入り制限等の安全  
確保の取組など現場対策  
を行った実績、としている。  
評価基準及び配点は3件以  
上で5.0、1件以上3件  
未満で2.5に設定した。

### 地元業者への配慮色濃く

国の今年度補  
正予算は経済危  
機対策として雇  
用対策、金融対策、低炭  
素革命、底力・21世紀型  
インフラ整備、地域活性化  
等、安全・安心確  
保等の緊急性や政策  
効果の高い施策の実  
施を念頭に成した。  
沖縄総合事務局開発  
建設部が所管する園  
士交通関係工事で  
もその方針を色濃く  
反映。沖縄の自立的  
発展と県民生活の安  
全・安心の確保等に  
向けて予算を執行する。  
特に当初予算と補正予  
算の効率的執行を図るた  
め上半期発注を大幅に増  
やすとともに、地域経済  
社会的条件の評価項目に加  
え、評価の視点は、工事現  
場での不発弾が発見され自衛  
隊や警察が処理するまでの  
間、立ち入り制限等の安全  
確保の取組など現場対策  
を行った実績、としている。  
評価基準及び配点は3件以  
上で5.0、1件以上3件  
未満で2.5に設定した。

対策に配慮した工事の発  
注計画を検討。その結果、  
今年度のWTO対策事  
等を除く中小建設業同  
期発注予定額は前年度比  
7%増の約271億円と  
し、そのうち上半期発  
注は前年度前期の81%  
増(約93億円)の約2  
08億円とすることを  
決めた。  
また不発弾調査の促  
進と不発弾発見以降の  
適切な対応を推進する  
とともに、県民生活の  
安全・安心を確保する  
ため不発弾処理対策実  
績を総合評価項目に追加。  
この措置により不発弾処  
理に多くの実績を持つ地  
元業者の優位性も確保さ  
れた。

# 6月から最低制限価格見直し

市 原 庄

## 中央公契連の算出式を適用

庄原市は、市が発注する建設工事入札における最低制限価格の見直し内容を明らかにした。中央公契連で採用されている算出式を全工事に適用するもので、6月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用を開始する。

市の最低制限価格は、これまで土木・舗装等で純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋（現場管理費×1/2）かつ予定価格の75～85%、建築・機械等では予定価格の85%以上で算定していたが、近年では最低制限価格付近での受注が増加傾向

にあり、品質や安全面の低下が懸念されていた。新たな算定方法では、全工事（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）×（予定価格/設計価格総額）の算定式を用いて計算。

かつ土木・舗装・農業土木・災害復旧工事等では予定価格の75～90%、建築・機械・電気工事等では85～90%の範囲内で決める。最低制限価格の範囲を引き上げるとともに、推測し難くすることで、低価格入札の頻発を防ぐことが狙いだ。

なお、制度に関する質問等は管財課契約係（電話0824-7311203）で受け付けている。

# 最低制限価格等を見直し

## 設定方法変更し、7月から適用

—鳥取市—

鳥取市は、建設工事の競争入札における最低制限価格制度と低入札価格調査制度の内容を改正し、7月1日から適用する。

改正内容は、最低制限価格と調査基準価格の設定限度を現行の「3分の2～10分の8・5」から「10分の7～10分の9」へ引き上げる。

最低制限価格制度では、予定価格130万円以上1600万円未満の工事

では予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で適宜設定するが、予定価格1600万円以上1億円未満（建築工事においては2億円未満）の建設工事においては、直接工事費＋現場管理費×0.7＋共通仮設費＋一般管理費×0.3となる。ただし、予定価格の10分の7を下回る場合は10分の7、10分の9を上回る場合は10分の9。

低入札価格調査制度では、調査基準価格の計算式を変更する。予定価格1億円以上（建築工事においては2億円以上）を対象に直接工事費×0.95＋現場管理費×0.7＋共通仮設費×0.9＋一般管理費×0.3となる。ただし、予定価格の10分の7を下回る場合は10分の7、10分の9を上回る場合は10分の9。

改正後の最低制限価格と調査基準価格は、7月1日以降に実施する入札から適用する。



# 最低制限を再引上げ

長 崎 市

## 29日以降の公告、指名分から

【長崎】長崎市は19日、最低制限価格と前金払制度等で見直し措置を講じるとして、その内容を明らかにした。最低制限価格では土木系工事において、算定式を改定し、その価格範囲を2%引き上げる。同価格の改正は今年度に入り、2度目となるもの。この時は土木関係で1%、建築関係で2%の引き上げ等を行っている。

また、この日の発表では、建設工事の上半期における契約率の目標を「80%以上」に設定することを明らかにした。

これら見直し措置等は、建設費を下り参入環境が、著しく厳しいことから実施するもの。実施時期については、今月29日以降の入札公告分及び指名通知分から一として行っている。

このうち、最低制限価格については、土木系工事で算定式を改定。具体的に、算定式の中の現場管理費を10%引き上げるもので、これに伴い土木系工事のほとんどで、最低制限価格の範囲が2%上昇し、その価格範囲は「87%～88・99%」（現行85%～86・99%）に移行する。

さらに、最低制限価格については、これまで適用対象額が設けられていたが、今回の見直しにより、建設工事、業務委託とも、この対象額を撤廃する。

また、前金払制度等については、建設工事で前金払と中間前金払制度の要件を緩和。現行は予定価格300万円以上かつ工期が60日を超えるものとしていたが、今回の見直しにより工期要件を撤廃することにも、対象金額も「契約金額が50万円以上」へと要件を緩和。

業務委託の前金払制度についても、同様に要件を緩和して「契約金額が50万円以上」を対象案件とする（現行は予定価格300万円以上かつ履行期間が60日を超えるもの）。

熊本県が入札制度一部改正

最低制限・公契連モデルに  
低価格調査

現場代理人の常駐緩和

熊本県は、最低制限価格制度の基準価格の算定式見直しなど入札制度を一部改正すると発表した。最低制限価格と低入札価格調査の基準価格は4月に見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデルに準拠、失格判断基準価格には算定式に一般管理費を加える。

小規模工事の受注機会を確保するため、3件以内などを条件に現場代理人の兼任を容認。早期発注に向け、9000万円未満の工事は2カ月間、指名競争入札で発注する。7月から適用する。

5億円未満の建設工事が対象の最低制限価格制度では、最低制限基準価格に1%以内のランダム係数を乗じて最低制限価格を算出しているが、見直しでは基準価格の算定式を中央公契連モデルにあわせ「直接工事費の95%+共通仮設費の90%+

なり、上限は5%程度引き上げられる。

現場代理人の常駐義務緩和では、振興局など同一管内の県発注工事で積算金額の合計が税込み2500万円未満、3件までを条件に現場代理人の兼任を認める。条件を満たしていても現場の施工管理上の理由で認めない場合もある。設計変更により、積算金額合計が2500万円以上になった場合は兼任を認めず、変更手続きが必要となる。

設計金額3000万円以上の工事では条件付き一般競争入札を適用しているが、補正予算成立後のスピーディーな発注に対応するため、3000万円以上9000万円未満の工事発注は期間限定で指名競争入札に切り替える。

7~9月に契約手続きを行う案件を対象。総合評価方式案件を除き、原則適用する。

県では本年度当初予算および08年度予算の繰り越し分の公共事業について、本年度の上平期に発注率8割を目指すと注している。



### 道発注工事

# 最低価格引き上げへ

## 5～7% 予定価格の90%に

し、今回は景気悪化に益を確保するため、道は、引き上げは暫定的に対応して建設業界の利・独自に対策に乗り出し、な措置とする。

高橋知事は引き上げを決めた理由を「(道内では)依然低価格の受注が増加傾向にあり、下請け企業などへのしわ寄せや労働条件の悪化、工事の品質確保への影響も懸念される」と説明した。道建設情報課の5月時点での調査によると、おおもむね90%の水準は、長崎県(一律90%)などに次ぎ、全国でも高い。落札率が90%以上の入札については市民団体のなかから「談合の疑いがある」との指摘もあるが、同課は「企業が適切に積み上げた結果と考える」と話している。

【堀井恵里子】

朝日(28)

高橋はるみ知事は2日の道議会予算特別委員会で、道発注公共工事の最低制限価格を5～7%引き上げ、おおもむね予定価格の90%にする考えを示した。引き上げは16日の入札から実施する予定。自民党・道民会議の柿木克弘氏(美幌市)の質問に答えた。

### 道発注公共事業入札 最低制限価格 引き上げ方針

高橋はるみ知事は2日の道議会予算特別委員会で、道発注の公共事業の入札について、最低制限価格を現状から5～7%引き上げ、予定価格の90%程度にする方針を示した。16日から実施する。道によると、財政難で公共事業の削減が続いて低価格での落札が増え、建設会社の営業利益率が低下している。このため、下請け企業の雇用が減少するなど、雇用条件が悪化。工事の品質への影響も懸念されるといふ。

高橋知事は「今回の引き上げで、公共工事の品質確保や建設業の安定的な経営に効果が表れるよう期待する」と答弁。元請け、下請け間の契約状況や工事施工中の雇用実態への調査・指導も進め、最低制限価格引き上げの効果を浸透させたいとしている。6月8日には道商工会議所連合会など経済9団体が、最低制限価格を引き上げるよう道に要望していた。

### 落札最低制限引き上げ

道は、道が発注する公共工事の競争入札で、落札できる最低制限価格を、現行から5～7%引き上げ、90%程度にする方針を明らかにした。高橋はるみ知事が、2日の道議会予算特別委員会で、柿木克弘議員(自民党・道民会議)の質問に答えた。景気悪化に伴う建設会社の倒産が相次いだため、7月中旬から適用する。

読売(35)

毎日(29)

# 公共工事の入札制度改正を公表

## 最低制限を約84%へ

### 指名停止上限は36カ月に

大 分 県

【大分】大分県は6日、知事定例会見で公共工事の入札制度改正を明らかにした。今回の改正では、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を概ね84%に引き上げ、談合防止対策として指名停止期間の上限を36カ月に引き上げるようになった。これらはいずれも8月1日以降の入札から対象となる。補正予算による追加経済対策などで工事が増加する中、地域の実情に対応した適正価格契約により、地場建設業者の持続的発展につなげる。

大分県はこれまで、公正性、透明性の確保と競争性の向上を図るため、一般競争入札の段階的拡大や総合評価落札方式の移行、ダンピング防止対策、不正行為の排除など、入札制度改正に取り組んできた。今回のため、指名停止措置要領を

改正は、建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、今後、地域の主要産業として持続的に発展できようよう最低制限価格などを見直すことにも、談合など不正行為が起きにくい環境を整備する。低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式は、別枠

見直すことになった。低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しでは、予定価格の概ね82%から84%に引き上げることになった。改正後の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式は、別枠

の通り。県は今年1月20日に概ね75%から82%に引き上げ、失格基準を概ね67%から75%に引き上げた。だが長崎、自治体発注工事を受注し

眼や佐賀県では、今年度当初から最低制限価格と低入札調査基準価格を90%に引き上げたことや、国が地域雇用対策として自治体に雇用引き上げを要請していたことから、それぞれ2%幅度引き上げることになった。自治体発注工事を受注し

ても利益を出せない経営状況を解消し、地場建設業の倒産を防止する狙いだ。今回は低入札価格調査における失格基準の改正は行っていない。

一方、談合防止対策としての指名停止措置基準の見直しは、指名定期期間の上限を24カ月から36カ月に引き上げる。また、指名停止措置要件に該当する有資格者が捜査機関に協力し、事実の解明につながったと認められた場合は、指名停止期間は最長3カ月となる。

捜査協力による軽減措置は、全国的には珍しいという。土木建築企業には「関係者の発言を促し、談合が起きにくくなり、抑制できるところが目的」と話したが、これまで指名停止期間を12カ月に短縮できる規定はあったが、適用されたケースはない。

### 3億円超入札 事前公表中止

高岡市議会総務文教委員会は16日開かれ、市は6月から3億円を超える条件付き一般競争入札で予定価格の事前公表を取りやめ、業者に厳格な見積もりを求めることを報告した。低価格入札の基準も見直す。

総務、国土交通両省が、低入札は業者の見積もりが不十分なためとして事前公表しな

いよう求めており、市は3億円超で事前公表の中止を試行する。本年度の入札約570件のうち、3億円超は2〜3件としている。

市が低入札と判断する基準価格は、予定価格の3分の2から8割の範囲内で決めていくが、基準を下回っても再調査で問題なしとされるケースがほとんどだった。基準価格を7割から9割の範囲に引き上げるほか、価格の低い3社の平均を下回る場合などは失

格とする。

同市の低価格入札は18年度が8件で、20年度は18件。本年度も既に5件で、業者間の競争が激化している。

# 低入価格を引上げ

## 千葉県 現場管理費は70%

千葉県は、低入札価格調査基準価格の設定範囲や、同価格の算定式のごと現場管理費をそれぞれ引き上げる。8月1日以降に公告が指名通知する入札から適用する。また、2009年度補正予算案の事業も早期発注するため、5月から導入している公共事業の早期施行に向けた取り組みも、実施期間を3カ月短くし

た12月31日までに変更する。低入札調査基準価格の算定方法は、4月に国が見直ししたことや、県の低入札価格調査の実施状況などを踏まえ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して変更する。

県の低入札価格調査は、予定価格2500万円以上の発注件数が07、08年度ともに1300件程度なのに対して、07年度が43件、08年度が66件で実施している。さらに、このうち無効や失格となったケースも、07年度12件から08年度37件に増加している。

今回の具体的な変更点は、低入札調査基準価格の設定範囲を、現行が予定価格の3分の2から85%までなのに対して、70%から80%までに引き上げる。算定式も、現行が直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費などの30%の合計で設定するのに対して、現場管理費のみ70%に引き上げる。

価格による失格基準の算定

式も、予定価格2500万円以上、同一億円以上の案件とも、現場管理費のみ60%から70%に引き上げる。

また、最低制限価格も、ダウンピング受注の防止や品質確保の観点から、工種に関わらず設定範囲、算定式ともに低入札調査基準価格と同じ方法に変更する。同様に、8月1日以降に公告が指名通知する入札から適用する。

最低制限価格はこれまで、建築一式や設備、解体の各工事が予定価格の85%、土木工事や製造が同80%に設定していた。このため、応札額が最低制限価格に張り付き、くじ引きになる傾向があった。

このほか、公共事業の早期施行に向けた取り組みは現在、従来の低入札価格調査の適用金額が予定価格2500万円以上を同5000万円以上、最低制限価格の適用金額も同2500万円未満から5000万円未満に変更して適用している。

総合評価方式も、特別簡易型の一部工事で施工計画を求めないなど、手続きの迅速化を図っている。

実施期間は、09年度当初予算に対応するため9月30日までに公告や指名通知する入札で適用する予定だったが、今回、補正予算案にも対応するため3カ月延長する。